**消費税の税率引き上げに伴う介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請および介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請の取り扱いについて**

平成26年4月1日からの消費税の税率（以下、消費税率）引き上げに伴い、工事完了日が平成26年4月1日以降になる場合には、消費税率8％が適用されることとなっております。従いまして、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請に係る見積書の取り扱いについて以下のとおりとなります。

・工事完了日が平成26年3月31日以前の見込みである場合は、消費税率５％で計算した見積書を作成してください。また、工事遅延時（平成26年4月1日以降が工事完了日になる時）には消費税率８％が適用されますので、増税分の支払いについては利用者から予め合意を得ておく等、後でトラブルが生じないようにご注意ください。

・工事完了日が平成26年4月1日以降の見込みである場合は、消費税率8％で計算した見積書を作成してください。

・消費税率5％の事前申請書を提出済みで工事完了日が平成26年4月1日以降となる場合は、工事完了日が決定し次第、介護支援課介護保険担当までご連絡ください。消費税率8％で計算した見積書の提出が必要となります。

　なお、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給につきましては、購入日が平成26年3月31日以前の場合は消費税率5％、平成26年4月1日以降である場合は消費税率8％で申請してください。

　　＜お問い合わせ先＞

甲州市役所介護支援課介護保険担当TEL0553-32-5066（直通）